

# 認定調査票の記入について

## 1. 記入時の注意事項


(1) 認定調査票は必ず本市が送付した原紙を使用してください。

- ◇ 全てOCR処理をします。コピーしたものは読み取り出来ない可能性があるため、必ず原紙に記入してください。
- ◇ 特記事項の用紙が不足する場合は、介護保険課窓口にご用意しておりますので、ご自由にお持ち帰りください。

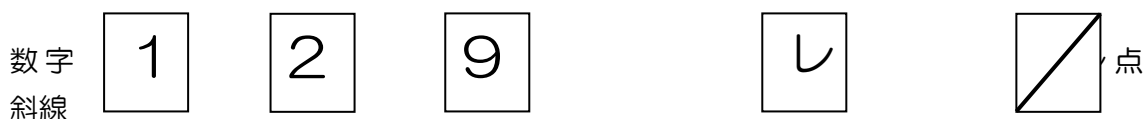
(2) 認定調査票（概況・特記事項）

- ◇ 調査票3枚目以降（概況・特記事項）は、ボールペンで記入またはパソコンで作成してください。（消えるボールペンは不可）
- ◇ 枠からはみ出している部分は、読み込みの際に全て切れてしまいますので、枠からはみ出さないように記入してください。

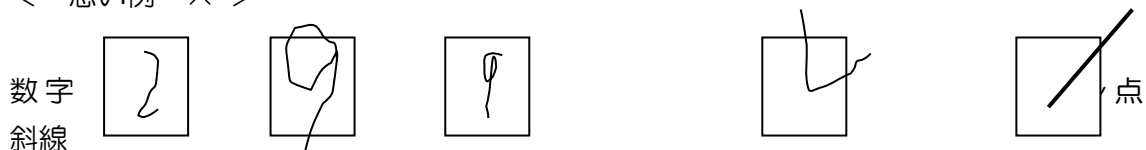
(3) 認定調査票（基本調査項目）

- ◇ 鉛筆もしくはシャープペンで記入し、選択のチェックはし点もしくは斜線で記入してください。
- ◇ 認定調査票の3箇所（部分、及び右上に印字されている4桁の数字の部分）は、穴を開けたり、ホッチキス止めをしたり、汚すことがないように注意してください。
- ◇ 数字、し点、斜線は、枠内に丁寧に記入してください。  
※「1」と「2」、「5」と「6」、「4」と「9」など、紛らわしい数字は特に注意してください。「4」「6」「8」「9」などの数字は、真ん中にできる丸や三角がつぶれないように注意してください。

< 良い例 ○ >



< 悪い例 × >



## 2. 認定調査票の記入方法

### (1) 概況調査

#### 【I・II】

- ①「事業所名」「調査員名」・・・枠外上段欄に記入してください。
  - ・枠のすぐ右にある4桁の数字に文字がかからないよう、枠内に収めてください。
  - ・事業所名が長い場合は略称（〇〇居宅など）でも可。
- ②「実施日時」・・・時間は空白で可。
- ③「調査者番号」・・・ケアマネ番号ではなく、大津市が独自に設定している番号になります。予め印字して送付しますので記入不要です。
- ④「実施場所」・・・自宅外の場合は横の空欄に場所を記入してください。
- ⑤「家族等連絡先 住所氏名」・・・連絡先についてもできるだけ記入をお願いします。

#### 【III】現在受けているサービスの状況】の記入について

(在宅利用)

- ⑥「現在受けているサービスの状況」・・・必ずいずれかにチェックしてください。  
サービスを受けていない場合は「なし」にチェックしてください。
- ⑦「住宅改修」・・・必ずいずれかにチェックしてください。住宅改修をしていない場合は「なし」にチェックしてください。
- ⑧「市町村特別給付」、「介護保険給付外の在宅サービス」・・・利用されている場合は、その名称や回数等を記入してください。

(施設利用)

- ⑨施設入所・病院入院の場合は、該当する箇所をチェックし、施設連絡先（所在地、施設名、電話番号）を記入してください。

#### 【IV概況】の記入について

- ① 1枚目のIV欄には記載せず、3枚目上段の概況調査欄に記載してください。
- ② 家族状況、住居環境、主な既往歴、現状、サービスが必要な理由等、基本調査に含まれない特記すべき事項を記入してください。どうしても枠内に収まらない場合は、特記事項欄に「概況調査の続き」と記入の上記載してください。
- ③ 「施設名」「病院名」「町名以下の地名」等の固有名詞は、調査対象者の特定につながる可能性があるため、概況、特記事項に記入しないでください。
- ④ 区分変更申請については、申請に至った理由を具体的に（いつから、どのような心身の状態の変化があったか）を必ず記入してください。

## (2) 特記事項

### 【留意点】

- ◇ 調査日を記入してください。
- ◇ 「事務局記入欄」には何も記入しないでください。
- ◇ 特記事項は、「選択根拠」「手間」「頻度」の3つのポイントに留意し、簡潔明瞭に記載してください。
- ◇ 特記事項は基本的にどの項目も記載してください。できたことも簡潔に記載して下さい。その場合は項目をまとめて書いていただいても結構です。
- ◇ 6群「特別な医療」に該当がない場合は、「6群該当項目なし」等記載をお願いします。
- ◇ 特記事項は1枚以上になっても問題ありませんが、要点を簡潔に記入してください。
- ◇ 特記事項の用紙を追加する場合は、2枚目専用様式に記載し、対象者番号（被保険者番号）を忘れず記入してください。2枚目の様式は介護保険課の窓口備付けのものを使用して下さい。
- ◇ 認定調査票は公文書です。誤字・脱字に注意し、提出前に基本調査項目にチェックもれがないか、チェック間違いがないか確認してください。
- ◇ 全体を通して、他の項目との整合性を意識し、基本調査と特記事項の記載内容に矛盾がないか確認の上、提出してください。

## 3. 認定調査の留意点

### ◇ 【調査時期】

入退院後間もない等、環境が変わって直ぐの調査は適切な調査時期ではありません。少なくとも1週間以上、調査対象者の身心の状態が安定してから行って下さい。

### ◇ 【調査項目の確認方法】

危険が伴うと考えられる場合は、決して無理に試みず、聞き取りにて確認を行って下さい。実際に行ってもらえなかった場合や、日常の状況と異なると考えられる場合については、選択根拠、より頻回に見られる状況や日頃の状況について、具体的な内容を特記事項に記載して下さい。

調査票の提出が大幅に遅れる場合は、必ず介護保険課まで連絡してください。